

ID: 3006

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	専修学校の設置廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可(私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校(これらのうち、外国人を専ら対象とするもの、教員免許の指定のあるもの及び資格免許の認定又は指定のあるものに係るものを除く。)に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	学校教育法 第130条第1項		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【基準】 法第130条第1項の規定による。 第130条 国又は都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日